

兵庫県分別収集促進計画(第11期)の概要

1 計画策定の趣旨

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、県は市町計画の容器包装廃棄物の排出量及び収集量の見込みや分別収集の促進及び排出抑制に関する施策等を取りまとめ、分別収集の目標及び方策について3年ごとに計画を定めることとされている。

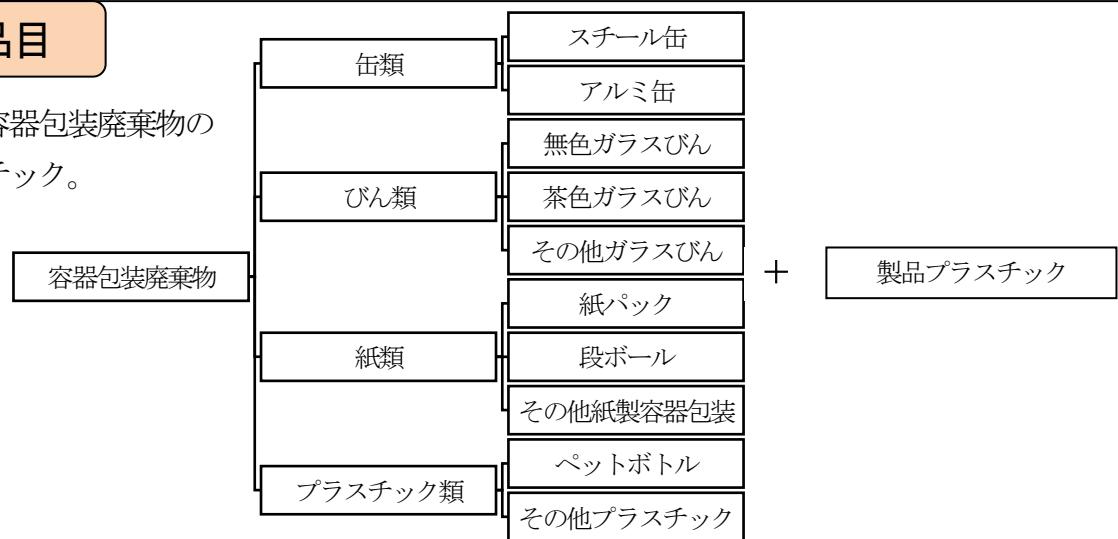
今年度が現計画(第10期)の改定時期にあたることから、令和12年度を目標年度とする「兵庫県分別収集促進計画(第11期)」を策定する。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間(次期は令和10年度に改定)

3 計画の対象品目

計画の対象は、次の容器包装廃棄物の10品目と製品プラスチック。



4 市町による容器包装廃棄物の収集量及び排出量の算定方法

(1) 実績値の算定方法

$$\text{① 容器包装廃棄物の収集量} = [\text{市町収集量}] + [\text{自治会等の集団回収量}] + [\text{店頭回収量}]$$

$$\text{② 容器包装廃棄物の排出量} = [\text{収集量(実績値)}] + [\text{家庭系ごみ回収量} \times \text{容器包装廃棄物の混入率}^*]$$

*ごみ組成調査により把握。組成調査データがない場合は、人口規模が同程度の自治体の調査結果や、環境省の資料に基づいて設定

$$\text{③ 分別収集率} (\%) = \frac{\text{① 容器包装廃棄物の収集量}}{\text{② 容器包装廃棄物の排出量}} \times 100$$

(2) 目標値の算定方法

$$\text{① 容器包装廃棄物の収集量} : \text{収集量の実績値に施策の効果や将来の人口変動等を加味して推計}$$

*令和2年～令和5年の実績等から原単位を算出

$$\text{② 容器包装廃棄物の排出量} : \text{排出量の実績値に将来の人口変動等を加味して推計}$$

$$\text{③ 分別収集率} (\%) = \frac{\text{① 容器包装廃棄物の収集量}}{\text{② 容器包装廃棄物の排出量}} \times 100$$

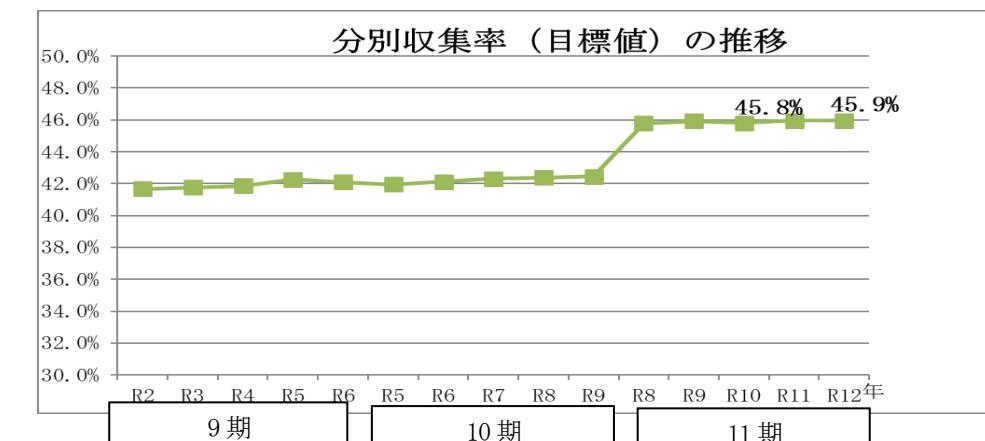
* 容器包装廃棄物の排出量は混入率を用いた推計値であり、多くの市町が他市町の調査結果等に基づく混入率を使用して推計していること、店頭回収量には市町域を越えた持ち込みも含まれることなどから、当該市町の排出量を正確に反映していない場合がある。

5 計画の目標

(1) 目標値

本計画では、県内各市町が策定した分別収集計画に記載された数値を取りまとめ、それらを集約した合算量を排出量及び分別収集量の「見込量」として定めている。ここでは、「見込量」を「目標値」としている。

区分	実績(速報値)	目標	
	令和5年度	令和10年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
容器包装廃棄物10品目分別収集する市町の割合	100% (41市町)	100%	100%
容器包装廃棄物の分別収集量	126,522 t	115,795 t	114,163 t
容器包装廃棄物の排出量(推計)	268,814 t	252,629 t	248,979 t
(参考) 容器包装廃棄物の分別収集率	47.1%	45.8%	45.9%



(2) 品目別分別収集率の実績及び目標

分別収集率の低い「その他紙製容器包装」、「その他プラスチック製容器包装」「紙パック」について、更なる分別収集量及び分別収集率の向上を図る。
(単位:%)

品目＼年度	実績(速報値)	目標	
	令和5年度	令和10年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
缶類	スチール缶	65.6	72.6
	アルミ缶	67.3	77.6
びん類	無色ガラスびん	53.9	56.4
	茶色ガラスびん	59.1	58.9
紙類	その他ガラスびん	67.9	73.7
	紙パック	13.8	19.4
プラスチック類	段ボール	92.0	75.9
	その他紙製容器包装	17.8	21.0
プラスチック類	ペットボトル	77.5	78.4
	その他プラスチック製容器包装	28.3	24.2
合計	47.1	45.8	45.9

6 品目別の排出量及び収集量の計画値

(1) 排出量計画値

県内で排出される容器包装廃棄物は、素材転換により軽量化が進むことや人口減少によりすべての品目で減少していく見込み。

(単位:t)

品目＼年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
缶類	スチール缶	6,085	6,012	5,923	5,837
	アルミ缶	8,271	8,241	8,217	8,189
びん類	無色ガラスびん	12,980	12,827	12,662	12,502
	茶色ガラスびん	9,667	9,516	9,375	9,241
	その他ガラスびん	7,973	7,885	7,809	7,728
紙類	紙パック	6,317	6,294	6,245	6,197
	段ボール	53,652	53,570	53,282	52,990
	その他紙	37,418	37,238	37,004	36,775
プラスチック類	ペットボトル	18,865	18,797	18,687	18,576
	その他プラスチック	94,629	94,046	93,427	92,824
合 計 (容器包装廃棄物)	255,857	255,425	252,629	250,859	248,979
製品プラスチック	17,432	17,343	17,225	17,384	17,683

(2) 分別収集量計画値

県内の容器包装廃棄物の分別収集量は人口減少により減少していく。

(単位:t)

品目＼年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
缶類	スチール缶	4,413	4,360	4,302	4,243
	アルミ缶	6,415	6,400	6,375	6,346
びん類	無色ガラスびん	7,291	7,217	7,139	7,063
	茶色ガラスびん	5,645	5,585	5,526	5,466
	その他ガラスびん	5,812	5,783	5,755	5,720
紙類	紙パック	1,222	1,221	1,212	1,201
	段ボール	40,486	40,647	40,453	40,250
	その他紙	7,888	7,840	7,773	7,705
プラスチック類	ペットボトル	14,778	14,738	14,650	14,559
	その他プラスチック	22,909	22,768	22,609	22,452
合 計 (容器包装廃棄物)	116,859	116,560	115,795	115,005	114,163
製品プラスチック	743	738	787	956	1,294

7 課題と今後の取組

課題

- 品目によっては市町による回収が行われていない(店頭・集団回収のみ)、回収頻度が低い等、住民にとっての利便性が低く、可燃ごみ等として排出してしまうことがある。
- 住民への分別方法の周知が効果的に行われていない可能性がある。
- 水平リサイクルの取組みが県内でも普及しつつあるが、さらに推し進める必要がある。

取組の方向性

行政・住民・事業者が各自の役割を踏まえつつ、連携して取り組む必要がある。

市町	<ul style="list-style-type: none"> ハード(処理施設や回収拠点の整備等)及びソフト(収集品目や頻度の検討、作業員の育成等)の両面から、区域内で発生する容器包装廃棄物を効率的に処理できる体制を整備する必要がある。 住民への啓発など、分別収集率の向上に向けた施策を積極的に展開する必要がある。
住民	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグやマイボトルを持参するなど、容器包装廃棄物の発生を抑制することが必要である。 市町の分別ルールを理解し、可能な限り資源ごみとして排出することや、店頭回収や集団回収を積極的に利用することにより、容器包装廃棄物の再資源化に協力する必要がある。

事業者

●容器包装を製造・利用する事業者は、法に定められた義務を果たすことはもとより、使用する容器包装の簡素化や消費者への啓発を通して容器包装廃棄物を削減するとともに、自主回収・店頭回収の実施・拡充により再資源化を推進する必要がある。

●近年では、水平リサイクル(使用済み製品を資源化し、同一製品として再生すること)やアップサイクル(使用済み製品に新たな価値を付加して再生すること)に取り組む事業者が増えており、資源の有効活用の観点から、こうした取組みも重要である。

●容器包装の簡素化や消費者への啓発を積極的に行う。

●分別収集・再資源化に取り組む市町等を支援するとともに、民間事業者とも連携しながら県民を巻き込み、循環経済の先進県となるよう施策を進める必要がある。

●容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化に係る施策については、令和5年度に策定の「兵庫県資源循環推進計画」を踏まえ取り組むものとする。

●特に、プラスチック製容器包装(ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装)については、国のプラスチック資源循環戦略(令和元年5月策定)に掲げられた目標(令和12年:ワンウェイプラスチックの25%排出抑制、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクル 令和17年:すべての使用済みプラスチックをリユース又はリサイクル等により有効利用)を踏まえ、排出抑制(リデュース・リユース)と再商品化(リサイクル)、カーボンニュートラルに資する代替素材への置換(リユース・アップ)が進むよう重点的に取り組む。

8 排出抑制及び分別収集の促進施策

① 市町向けの取組

- 県市町廃棄物処理協議会において県及び市町等間で情報交換を行い、先進的な施策の横展開やごみ処理の広域化について協議する。
- 循環型社会形成推進交付金を利用したリサイクルセンターやストックヤードの整備を市町等に働き掛けるとともに、同交付金の利用について助言を行う。特に、プラスチック製容器包装のリサイクルが進むよう、必要な施設の整備を促進する。
- ペットボトルや食品トレイ等の水平リサイクルを行う事業者と市町等をつなぎ、県内で発生した容器包装廃棄物の資源価値を最大化する。
- 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)に基づき、環境負荷の低減に資する製品・サービスの調達に率先して取り組むとともに、プラスチックや紙等の資源循環の促進について住民や事業者に分かりやすくPRする。

② 県民向けの取組

- 環境学習や各種セミナーの機会、県の広報媒体等を利用して、容器包装廃棄物の排出抑制や再商品化の必要性に関する普及啓発を行う。
- 関西広域連合が整備した「マイボトルスポットMAP」(マイボトルに飲料を提供可能な飲食店等を表示するウェブサイト)の利用を広め、飲料容器の使用量を削減する。
- ごみ拾いアプリ(拾ったごみを投稿・シェアするスマートフォンのアプリケーション)の利用を奨励し、ごみ拾いへのモチベーションを高め、容器包装廃棄物を含めたごみの散乱を防ぐ。
- クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加を呼び掛け、県民のごみ問題に対する意識を向上させる。

③ 事業者向けの取組

- プラスチックごみゼロアクション宣言を呼びかけ、容器包装をはじめとするプラスチックの使用削減を進める。
- ものづくりや小売など様々な業種において、容器包装の簡素化やバイオプラスチック(バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチック)の利用を促す。
- 小売事業者等と連携し、リターナブル容器の普及などリユースを進め、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの排出抑制を行う。長期間使うことのできる製品や修理が可能な製品等の使用を促すことで、使い捨てプラスチックの排出抑制を推進する。
- 「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」において、事業者と連携して水平リサイクル等の取組を進める。